

あっせん・仲裁委員の候補者の指定等について

(趣旨)

電気事業法等に基づき、委員会があらかじめ指定することとされているあっせん・仲裁を行うあっせん委員及び仲裁委員の候補者を指定する。

1. あっせん委員及び仲裁委員の候補者の指定 (案)

電気事業法第35条第3項（ガス事業法第107条第2項及び熱供給事業法第19条の2第2項において準用する場合を含む。）及び電気事業法第36条第3項（ガス事業法第107条第4項及び熱供給事業法第19条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、あっせん委員及び仲裁委員の候補者となる委員会の委員その他の職員として、岩船由美子委員及び武田邦宣委員を指定する。

また、村上政博特別委員の任期満了に伴い、指定の解除を行う。

・あっせん委員及び仲裁委員の候補者

<委員>

岩船 由美子 東京大学生産技術研究所 特任教授

北本 佳永子 EY 新日本有限責任監査法人 パートナー 公認会計士

武田 邦宣 大阪大学大学院法学研究科 教授

圓尾 雅則 SMBC 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

<特別委員>

稲垣 隆一 稲垣隆一法律事務所 弁護士

小宮山 涼一 東京大学大学院工学研究科 准教授

田中 誠 政策研究大学院大学 教授

堤 あづさ 有限責任あづさ監査法人 マネジャー 公認会計士

西川 佳代 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授

林 泰弘 早稲田大学大学院理工学研究科 教授

2. 仲裁委員の候補者の名簿 (案)

電気事業法施行令第9条（ガス事業法施行令第7条及び熱供給事業法施行令第5条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、仲裁委員の候補者の名簿を資料4-1のとおり作成する。

【参考】

(あつせん)

1. 電気事業法 関係条文

第三十五条

1・2 (略)

3 委員会によるあつせんは、委員会の委員その他の職員（委員会があらかじめ指定する者に限る。次条第三項において同じ。）のうちから委員会が事件ごとに指名するあつせん委員が行う。

2. ガス事業法 関係条文

第百七条

1 (略)

2 電気事業法第三十五条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんに準用する。この場合において、同条第三項中「次条第三項」とあるのは「ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百七条第四項において準用する次条第三項」と、同条第六項中「第二十五条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは「ガス事業法第八十五条第四項の規定による裁定の申請又は第百七条第三項」と読み替えるものとする。

3. 熱供給事業法

第十九条の二

1 (略)

2 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十五条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんに準用する。この場合において、同条第三項中「次条第三項」とあるのは「熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第十九条の二第四項において準用する次条第三項」と、同条第六項中「第二十五条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは「熱供給事業法第十九条の二第三項」と読み替えるものとする。

(仲裁)

1. 電気事業法 関係条文

第三十六条

1・2 (略)

3 仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、委員会が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員会の委員その他の職員のうちから委員会が指名する。

2. ガス事業法

第百七条

1－3 (略)
4 電気事業法第三十六条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁に準用する。

3. 熱供給事業法 第十九条の二

1－3 (略)
4 電気事業法第三十六条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁に準用する。

(名簿の作成)

1. 電気事業法施行令 関係条文

第九条 委員会は、経済産業省令で定めるところにより、法第三十六条第三項の委員会の委員その他の職員の名簿を作成しなければならない。

2. ガス事業法施行令 関係条文

第七条 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第七条から第十六条までの規定は、法第一百七条第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
(一部略)

第九条	法第三十六条第三項	ガス事業法第一百七条第四項において準用する法第三十六条第三項
-----	-----------	--------------------------------

3. 熱供給事業法施行令 関係条文

第五条 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第七条から第十六条までの規定は、法第十九条の二第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
(一部略)

第九条	法第三十六条第三項	熱供給事業法第十九条の二第四項において準用する法第三十六条第三項
-----	-----------	----------------------------------

(名簿の記載事項)

1. 電気事業法施行規則 関係条文

第四十七条の六 令第九条の名簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一 氏名及び職業
二 経歴
三 任命及び任期満了の年月日

2. ガス事業法施行規則 関係条文

第一百七十条 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十七條の二から第四十七條の七までの規定は、法第一百七條第一項のあつせん及び同條第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（一部略）

第四十七條の六 第一項	法第三十六條第一項	ガス事業法第一百七條第三項
	様式第四十の二	様式第八十一
第四十七條の六 第三項	法	ガス事業法

3. 熱供給事業法施行規則 関係条文

第十七條 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十七條の二から第四十七條の七までの規定は、法第十九條の二第一項のあつせん及び同條第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（一部略）

第四十七條の六 第一項	法第三十六條第一項	熱供給事業法第十九條の二第三項
	様式第四十の二	様式第十三
第四十七條の六 第三項	法	熱供給事業法